

平成 30 年 (2018 年) 11 月 22 日

議会運営委員会

委員長 大野 忠之 様

議会制度検討会議

委員長 青木 秀介

議会制度検討会議検討結果 (第 28 回・第
29 回決定分) について

本検討会議は、平成 30 年 9 月 12 日及び 10 月 5 日の
2 回にわたり会議を開催し、議会運営に関する諸課題
等の検討を行いました。

その結果、結論を得たものについて下記のとおり報
告します。

記

1 議員定数の見直しについて

本検討会議における重要課題の一つとして、平成
28 年 8 月から平成 30 年 10 月まで精力的に検討を行
い、今期の本検討会議として「議員定数の削減及び
その判断根拠」(別添)をまとめた。これにより来期
の議員定数は 1 人削減し、40 人とすべきものとし、
議会基本条例を別紙 1 のとおり、委員会条例を別紙
2 のとおり改正すべきものとする。

(別添)

議員定数の削減及びその判断根拠

市町村議会の議員定数については地方自治法により条例で定めることが規定されており、各議会が地域の実情に応じて定めることとなっている。

地方自治体における二元代表制の一翼を担い、議会の活性化により多様な市民意見を反映した政策提案が求められている議会としては、議員定数は極めて重要なことである。

このような中、本市議会では、平成 27 年改選時の定数は現状どおりとすべきと判断された。

しかしながら、本市の人口減少及び財政状況を鑑み、平成 31 年の改選に向けて、改めて議員定数のあり方について議論することを議会制度検討会議において決定し、12 回にわたり検討を重ねてきた。

協議においては、本市の人口減少に伴い、議員定数を削減すべきという意見と、通年議会の導入や政策検討会議の設置など、議会改革のさらなる推進により議員の果たすべき役割が増大していること、また、人口減少に比例して市民意見の多様性が減るものではないことから、現状維持とすべきという意見があったが、議員定数が現状どおりでは市民の理解を得ることは難しいと判断し、定数を削減することについては意見が一致したことから、その削減数についてさらに議論を重ねた。

削減数に係る議論においては、平成 30 年 2 月 1 日時点の推計人口が 40 万人を下回り 39 万人台となったことから 2 人削減し 39 人とする意見、おおむね人口 1 万人に議員 1 人とし、平成 30 年 12 月時点の推計人口で判断すべきとする意見、中核市の中でも本市議会の定数が特段多いわけでもなく、多様な市民ニーズの反映、議会による監視機能の強化、さらには来期からの議会による政策形成サイクルの本格稼働を考慮すると削減数は 1 人とし、議員定数は 40 人と

すべきといった意見が出された。

これらの意見を踏まえて、本検討会議としては、本市の人口減少に鑑み、議員定数の削減は避けて通れないものとする。現在は、政策検討会議が設置され、来期から議会による政策形成サイクルが本格稼働するが、定数を大きく減らした場合、その対応に支障を来す可能性があること、そして、これからの議会には多様な民意を反映させ、積極的な政策立案や効果的な監視機能の発揮が求められており、議員定数の削減は、議会の機能低下につながる恐れもあるため、来期における削減の影響は最小限にとどめる必要があると判断し、削減数を1人とすべきものと結論付けた。

以上の理由により、平成31年改選期の議員定数は、1人削減し、40人とすべきものとする。

横須賀市議会基本条例 現行・改正案対照表

現 行	改正案
<p>(議員定数)</p> <p>第5条 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、<u>41</u>人とする。</p> <p>2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。</p> <p>3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。</p>	<p>(議員定数)</p> <p>第5条 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、<u>40</u>人とする。</p> <p>2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。</p> <p>3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。</p> <p>(施行日)</p> <p><u>次の一般選挙から施行する。</u></p>

横須賀市議会委員会条例 現行・改正案対照表

現 行	改正案
<p>(常任委員会の委員の所属、定数及び所管)</p> <p>第 1 条</p> <p>(略)</p> <p>2 横須賀市議会基本条例(平成 22 年横須賀市条例第 38 号。以下「基本条例」という。)第 7 条第 2 項に規定する常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。この場合において、前項ただし書の規定により議長が常任委員にならないときは、当該常任委員会の定数は、次に掲げる人数から 1 人を減じた人数とする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 <u>11</u>人</p> <p>ア 総務及び財務に関する事項</p> <p>イ 政策推進及び文化振興に関する事項</p> <p>ウ 産業経済に関する事項</p> <p>エ 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 生活環境常任委員会 10 人</p> <p>ア 市民生活及び市民安全に関する事項</p> <p>イ 廃棄物に関する事項</p> <p>ウ 上下水道に関する事項</p> <p>エ 消防に関する事項</p> <p>(3) 教育福祉常任委員会 10 人</p> <p>ア 社会福祉及び保健衛生に関する事項</p> <p>イ 子どもに関する事項</p> <p>ウ 教育に関する事項</p> <p>(4) 都市整備常任委員会 10 人</p> <p>ア 環境政策及び緑政に関する事項</p> <p>イ 土木及び建築に関する事項</p> <p>ウ 港湾に関する事項</p> <p>(5) 予算決算常任委員会 <u>41</u>人</p> <p>ア 予算及び決算に関する事項</p>	<p>(常任委員会の委員の所属、定数及び所管)</p> <p>第 1 条</p> <p>(略)</p> <p>2 横須賀市議会基本条例(平成 22 年横須賀市条例第 38 号。以下「基本条例」という。)第 7 条第 2 項に規定する常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。この場合において、前項ただし書の規定により議長が常任委員にならないときは、当該常任委員会の定数は、次に掲げる人数から 1 人を減じた人数とする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 <u>10</u>人</p> <p>ア 総務及び財務に関する事項</p> <p>イ 政策推進及び文化振興に関する事項</p> <p>ウ 産業経済に関する事項</p> <p>エ 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 生活環境常任委員会 10 人</p> <p>ア 市民生活及び市民安全に関する事項</p> <p>イ 廃棄物に関する事項</p> <p>ウ 上下水道に関する事項</p> <p>エ 消防に関する事項</p> <p>(3) 教育福祉常任委員会 10 人</p> <p>ア 社会福祉及び保健衛生に関する事項</p> <p>イ 子どもに関する事項</p> <p>ウ 教育に関する事項</p> <p>(4) 都市整備常任委員会 10 人</p> <p>ア 環境政策及び緑政に関する事項</p> <p>イ 土木及び建築に関する事項</p> <p>ウ 港湾に関する事項</p> <p>(5) 予算決算常任委員会 <u>40</u>人</p> <p>ア 予算及び決算に関する事項</p> <p>(施行日)</p> <p><u>平成 31 年 5 月 2 日から施行する。</u></p>